

## 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱で定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 公益財団法人ふくい産業支援センター(以下「財団」という。)は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)と福井県内企業とでマッチングできたシーズとニーズをより発展させ事業化していくために、共同研究に向け産総研のシーズを活用した可能性試験調査研究(F S)を実施するものに対して補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、福井県内に本社または主たる事業所を有する企業であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、産総研保有のシーズ及び知的財産を活用した研究開発・調査事業(産総研シーズ探索相談、産総研シーズ活用調査)とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費(消費税及び地方消費税を除く)であって、別表1の補助対象経費の欄に掲げる。

2 補助対象事業類型を産総研シーズ探索相談とした場合は、産総研調査費を、産総研シーズ活用調査とした場合は、産総研委託費を補助事業に要する経費として必ず計上すること。

(補助金額等)

第6条 補助金額等は次のとおりとする。

(1) 中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する「中小企業者」)。但し、みなし大企業を除く。

補助対象経費の3分の2以内、産総研シーズ探索相談型は25万円を上限、産総研シーズ活用調査型は150万円を上限とする。

(2) 大企業(みなし大企業を含む)。

補助対象経費の2分の1以内、産総研シーズ探索相談型は25万円を上限、産総研シーズ活用調査型は150万円を上限とする。

2 この要綱において「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

(2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

(3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、財団が定める申請期間内に交付申請書(様式第1号)に、財団が必要と認める書類等を添えて、財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 財団は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、必要に応じて、採択審査委員会の意見を聞いてその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 財団は、前項の補助金の交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更等)

第9条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更を、別表1の経費区分欄の区分間でいずれか低い額の20%を超えて行おうとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量・規格の変更、機械装置の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更を行う場合を除く。

2 財団は、前項の申請に係る承認に当たっては、必要に応じ条件を付し、変更の指示をすることができる。

(補助事業の中止または廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書(様式第5号)を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または第10条の規定により廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日または2月の第2金曜日(当該日が国民の祝日に当たるときは、その直前の営業日)のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に、経理書類および財団が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 財団は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を額の確定通知書(様式第7号)によ

り、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定により額の確定通知を受けたときは、精算払請求書(様式第8号)により、財団に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の支払)

第15条 財団は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けた場合は、速やかにその内容を確認し、補助金を支払うものとする。

(財産保管の義務および処分の制限)

第16条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち、別表2に掲げるものは、同表に定める期間、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産等について、取得財産等管理台帳(様式第9号)を備え、その写し1通を財団に提出するとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項に定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第10号)1通を財団に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 財団は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、別表2に定める方法で算定した額を財団に納付させることができる。

(交付決定の取消)

第17条 財団は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象の要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱またはこれに基づく財団の指示に違反したとき。
  - (3) 産総研保有のシーズ及び知的財産の活用をしないとき、または活用する意思が認められないとき。
  - (4) 補助事業を実施しないとき、または実施する意思が認められないとき。
  - (5) 補助事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。
  - (6) 補助金を補助の目的外に使用したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第18条 財団は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の終了する日から5年間、保存しなければならない。

(成果の発表)

第20条 財団は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者に成果を発表させることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この要綱は、平成29年5月2日から施行する。

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。

別表1 補助対象経費一覧

経費区分	種別	内容
物品費	機械装置費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置または工具・器具の購入に要する経費 ※機械装置は耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円（税抜き）以上のもの。</li> <li>※50万円（税抜き）以上の機械装置を購入する場合は、機械装置購入計画書を添付すること。</li> <li>・機械装置または工具・器具を製作する場合の原材料の購入に要する経費 ※原材料を組み合わせで機械装置（耐用年数1年以上）を製作し、その原材料の合計が10万円（税抜き）以上のもの。</li> </ul>
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料、副資材等の購入に要する経費（加工を施す前の材料、生産工程で消費される資材等）</li> </ul>
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術開発・試作品開発を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費（油、試験管、工作機械に使用される磨耗する刃物、等）</li> <li>・耐用年数1年未満または取得価格10万円（税抜き）未満の機械装置の購入に要する経費 ※ただし、事務用品等汎用的な消耗品は補助対象外。</li> </ul>
委託費	産総研委託費	産総研(株)AIST Solution) との技術コンサルティング、または共同研究に関する委託経費
	外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料等の再加工等の外注加工を行う場合に、外注先への支払いに要する経費 ※外注加工とは明確な仕様書を作成し、加工や分析試験等を依頼するもので、研究開発要素を含まないものとする。</li> <li>※機械装置や工具・器具の部品等を外注で作成・加工する場合は、機械装置費とする。</li> </ul>
調査費	産総研調査費	産総研研究者と技術シーズ相談を行う、産総研拠点への旅費
	市場調査費	技術ニーズ、シーズ調査や市場調査にかかる旅費（日本国内に限る）
	図書資料費	図書・資料の購入経費

別表2（第16条関係）財産処分により財団に納付する金額の算定方式

財産の種類	財産処分制限期間	財産処分により財団に納付する金額（E）の算定方式
<p>① 機械装置等（工具・器具を含む）            ※耐用年数1年以上で、取得価格が50万円（税抜き）以上のもの</p> <p>② 原材料により試作した試作品で財団が指定したもの            ※原材料を組み合わせた試作品（耐用年数1年以上）で、その価値が50万円（税抜き）以上のもの</p> <p>③ 機械装置や工具・器具の部品等を外注で作成・加工したもの            ※耐用年数1年以上で、外注加工費を含めた取得価格が50万円（税抜き）以上のもの</p>	<p>「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づく耐用年数期間。</p>	<p>「<math>E = (A - B) \times D / C</math>」            A：当該財産処分したことにより得た収入 ただし、目的外使用する場合の機械装置・工具器具については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づき減価償却した後の価格をもって「処分したことにより得た収入」とみなす。            B：補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費用等の費用            C：当該処分財産に係る補助事業に要した経費            D：Cに対する当該補助金の確定額</p> <p>※ <math>(A - B) &lt; 0</math> の場合は、0とする。</p>

様式第1号

令和 年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター  
理事長 白 寄 淳 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年度 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金  
交付申請書

産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、別紙の書類を添えて、下記のとおり令和 年度産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の内容

様式第1号－別紙1「補助事業実施計画書」のとおり

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

3. 添付書類

- (1) 履歴事項全部証明書
- (2) 企業概要（パンフレット等）
- (3) 直近2事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- (4) 県税に滞納がない旨の納税証明書
- (5) 管轄の税務署が発行する法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書（納税証明書（その3の3））

※産総研シーズ探索相談の場合、(3)、(5)は不要

4. 補助事業開始予定期日及び完了予定期日

開始予定期日 交付決定日  
完了予定期日 令和 年 月 日

## 補助事業実施計画書

### I 申請者の概要

申請者名称						
代 表 者	(役職)				(氏名)	
本社所在地	〒					
県内事業所所在地	〒					
担 当 者 連 絡 先	(部署)	(役職)			(氏名)	
	(電話番号)			(FAX 番号)		
	(メールアドレス)					
経理担当者 連 絡 先	(部署)	(役職)			(氏名)	
	(電話番号)			(FAX 番号)		
	(メールアドレス)					
業種 <small>(日本標準産業分類による)</small>	(大分類)	(中分類)		(小分類)		
資本金額	万円	従業者数 ※	人	決算期	月 日	
売 上 高 (百万円)	(直近2期平均)		(前期(直近))		(前々期)	
主要株主構成	氏名・企業名	役員・会社との関係	構成比(%)	売上構成	製品・商品等名	割合(%)
過去5年間に公的支援制度(補助金)を利用した研究開発事業の実績						
時 期	制度(事業)名		実施機関		補助額(千円)	

※従業者数は、申請時に常時使用する従業者数を記載してください。

## II 補助事業実施計画

### 1 概要

テーマ名	(事業内容を表現する適切な名称を30文字以内で記載してください。)
対象事業類型	(該当する類型にチェックしてください) <input type="checkbox"/> 産総研シーズ探索相談 <input type="checkbox"/> 産総研シーズ活用調査
概要	(事業内容を100文字程度で簡潔に記載してください。本項目は採択となった場合に公表します。FS事業を行う目的、事業で行う技術相談・技術開発や試作品開発等の概要を記載ください。)
調査研究実施日程	開始予定期日 交付決定日 完了予定期日 令和 年 月 日
実施場所 ・相談場所	(事業を実施する場所、訪問する産総研拠点を記載してください。複数個所でも良い)

※補助金の交付を決定した案件については、申請者名称及び本社所在地と共に、事業計画のテーマ、事業計画の概要も原則として公表しますのであらかじめ御承知おきください。

## 2 具体的内容

### (I) 事業内容等 (詳細に記載してください)

#### (1) 調査研究の目的

今後、企業が目指すべき市場や製品の特長なども含めて記載ください。

#### (2) 相談・活用する産総研シーズの概要とその効果

相談・活用を検討している産総研シーズの概要説明と活用することで期待できる効果を記載ください。

#### (3) 産総研の担当者

活用するシーズや知財の担当研究者の所属・拠点、研究分野、役職、氏名を記載ください。

#### (4) 調査研究項目

シーズ探索相談あるいは、シーズ活用調査について、項目を箇条書きで記載ください。

- 項目①
- 項目②
- 項目③
- 項目④
- 項目⑤

#### (5) 研究の方法と規模 (※活用調査型のみ記載)

(4) で記載した研究項目毎に、どのような方法で調査研究を進めるのかを具体的に記載ください。

#### (6) 研究の目標 (※活用調査型のみ記載)

求めようとする研究の目標 (必要とされる技術レベルや、市場で求められている目標等) について具体的に記載ください。

### (II) 事業の実施体制

(社内での実施体制)

○主たる研究者 職名・氏名  
(略歴)

○担当研究者 職名・氏名

(産総研との役割分担) (2 (I) (4) 調査研究項目を記載) (※活用調査型のみ記載)

(産総研以外の外部委託の相手先及び内容)

(上記以外の他からの指導者又は協力者及び内容)

### (Ⅲ) 実施スケジュール

調査研究項目について、各項目ごとのスケジュールを記載ください。

調査研究項目\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

### (Ⅳ) その他実施テーマに関する特記事項

--

3 補助事業経費内訳

(単位:円)

経費区分	補助対象経費	内容	仕様	単位	数量	単価	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	補助金交付申請額	備考	
物品費	機械装置費										
		小計									
	原材料費										
		小計									
	消耗品費										
		小計									
	委託費	産総研委託費									
		外注費									
小計											
中計											
調査費	産総研調査費										
		小計									
	市場調査費										
		小計									
	図書資料費										
		小計									
中計											
合計											

別紙 作成用エクセルファイルを作成しましたので、そちらを活用ください。

※補助金の対象となるのは、補助金の交付決定日以降に着手した事業に要した経費となりますので御注意ください。

### 【記載上の注意】

- 補助対象経費の区分ごとに記載してください。
- 「仕様」「単位」「数量」の欄は、個別具体的に記載し、必要に応じて内訳を添付してください。
  - ※50万円（税抜き）以上の機械装置を購入する場合は、機械装置購入計画書（様式第1号－別紙2）を添付してください。

注1. 「内容」とは、機械装置名、原材料名、消耗品名等、それぞれの品名等をいう。

注2. 「仕様」とは、それぞれの型式、性能、構造等をいう。

注3. 「単位」とは、それぞれのものの算出単位とし、kg、 $\mu\text{m}$ 、缶、式、台、件等をいう。

注4. 「補助事業に要する経費」とは、研究開発等に必要経費を意味し数量に単価と消費税を乗じた金額を記載すること。記載金額は見積による確認等、可能な限り正確な金額を記載すること。

注5. 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費（消費税抜き）を記載すること。

注6. 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額以内であり、千円未満は切り捨てること。なお、適用する補助率は中小企業2/3、大企業1/2とする。

注7. 委託費（産総研委託費、外注費）の総額は、全補助対象経費（税抜）の1/2未満とする。

注8. 委託費（産総研委託費、外注費）は補助対象期間内の委託契約に係る経費のみが補助対象であり、当該期間外の期間も含まれる場合は全てが補助対象外となるため契約時に注意すること。

注9. 対象事業類型が「産総研シーズ探索相談」の場合は「産総研調査費」を、「産総研シーズ活用調査」の場合は「産総研委託費」を、補助事業に要する経費として必ず計上すること。

注10. 補助対象経費のうち汎用性があり目的外使用の可能性が大きいと判断されるものについては、補助の対象外とする場合があり得る。

殿

公益財団法人ふくい産業支援センター  
理事長 白寄 淳

令和 年度 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金  
交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった上記の補助金については、下記のとおり交付することと決定したので、産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助金の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付で申請のあった産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付申請書の記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助事業に要する経費の配分、この配分された経費の額に対応する補助対象経費及び補助金の額の区分は、別紙「補助事業経費配分表」のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助金の交付決定額のいずれか低い方の額とする。
5. 補助事業を実施する者は、産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第2号-別紙

補助事業経費配分表

(単位：円)

経費区分	補助対象経費	内容	仕様	単位	数量	単価	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	補助金交付申請額	備考	
物品費	機械装置費										
		小計									
	原材料費										
		小計									
消耗品費											
小計											
委託費	委託費										
		小計									
	外注費										
小計											
中計											
調査費	産総研調査費										
		小計									
	市場調査費										
		小計									
	図書資料費										
		小計									
中計											
合計											

様式第2号-別紙 作成用エクセルファイルを作成しましたので、そちらを活用ください。

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター  
理事長 白 寄 淳 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年度 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金  
変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助金の実施計画（経費配  
分、事業内容）を下記のとおり変更したいので、産総研シーズ活用可能性試験調査研究支  
援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

（1）内容

（2）経費の配分

別紙「経費配分表」のとおり



様式第4号（第10条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター  
理事長 白 寄 淳 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年度 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助金を下記のとおり中止（廃止）したいので、産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号（第11条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター  
理事長 白 寄 淳 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年度 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金  
遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助金の遅延等について、  
産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. これまでの補助事業の実施に要した経費
3. 遅延等の内容及び原因
4. 遅延等に対して講じた措置
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

(注)遅延等の理由を立証する書類を添付すること。

様式第6号（第12条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター  
理事長 白 寄 淳 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年度 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金  
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助金を令和 年 月 日  
付けで完了（廃止）しましたので、産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金  
交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の交付決定額及び補助金充当額  
(1) 交付決定額 円  
(2) 補助金充当額 円
2. 補助事業完了年月日 令和 年 月 日
3. 補助事業の実施内容  
別紙1「結果報告書」  
別紙2「収支明細書」

様式第6号—別紙1

産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業  
結果報告書

調査研究テーマ名：

調査研究期間：

主たる研究者：申請者  
産業技術総合研究所

1. 調査研究内容と結果

- (1) 調査研究の目的
- (2) 調査研究項目
- (3) 調査研究の方法と規模（※活用調査型のみ記載）
- (4) 調査研究の内容
- (5) 調査研究の日程表（実績）

年・月	月	月	月	月	月	月	月
調査研究項目1	←→						
調査研究項目2		←→					
）		←→			←→		
まとめ						←→	

(6) 調査研究の成果

(7) 調査研究の課題

2. 他の指導者・協力者

3. 成果の今後の展開方向  
(今後の競争的資金獲得目標など)

4. 成果の事業化の見通し（※活用調査型のみ記載）  
(この時点で事業化の見込みがあれば、時期、その規模、売上目標、残された課題、今後の事業展開の方向性についても具体的に記載すること。)

収 支 明 細 書

(1) 支 出

経費 区分	補助 対象 経費	内 容	単 位	数 量	単 価 (円)	補助事業に要する 経費 (円)		補助対 象経費 (円) (消費税 等を除 く)	入 手 年月日	支 払 年月日	支 払 先	補助金 充当額 (円)	保 管 場 所	備 考	
						予算額	決算額								

様式第6号—別紙2 作成用エクセルフ  
 (2) 収 入  
 ァイルを作成しましたので、そちらを活  
 用ください。

区 分	金 額 (円)		調達年月日	調 達 先	備 考
	予算額	決算額			

(記載注意)

- この収支明細書中、予算額とは申請書の内容に記載した「補助事業に要する経費」をいい、補助事業計画を変更した場合には、その承認を受けた計画に基づくものをいう。
- 補助事業に要する経費の未払、未了分については支払予定年月日を備考欄に記入すること。
- 予算額と決算額が著しく相違するときは、その理由を備考欄に記入すること。
- 機械等の据付費は、機械等本体の経費と分明しているもの場合は、種別欄に記入するものとし、分明できない場合は備考欄に据付費を含むと記入すること。
- 自家製造のものについては、収支明細書中「入手年月日」とあるのは「完成年月日」と読み替えること。

殿

公益財団法人ふくい産業支援センター  
理事長 白寄 淳

令和 年度 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金  
額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、通知します。

記

交付決定額	金	円
確定額	金	円

公益財団法人ふくい産業支援センター  
理事長 白 寄 淳 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年度 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金  
精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった上記補助金について、産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 交付決定額 金 円也  
確定額 金 円也

振 込 先	金融機関名	
	(支)店名	
	口座種目	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

発行責任者：  
担当者：  
連絡先：

取得財産等管理台帳

様式第9号作成用エクセルファイルを作成しましたので、そちらを活用ください。

様式第10号

令和 年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター  
理事長 白 寄 淳 様

補助事業者

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年度 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金  
に係る財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金事業に関し、下記の財産を処分したいので、産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱第16条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 取得財産名および取得年月日
- 2 取得価格および時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由
- 5 処分により得る収入の見込み額および県への納付額

(注)

- 1 様式第9号の写しを添付すること。
- 2 処分にかかる費用の見積書を添付すること。
- 3 産総研シーズ活用可能性試験調査研究支援事業補助金交付要綱 別表2に基づく算出根拠を添付すること。